

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>期限 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律（平成二十五年法律第 号） 第五十二条の規定による行政構造改革会議の設置の日から起算して二年を経過する日 平成三十三年三月三十一日</p>	<p>事務 同法第五十三条に規定する事務及びこれに関連する事務の連絡調整に関すること。</p>	<p>期限 （新設）</p>	<p>事務 （新設）</p>
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略） 2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略） 2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		

(略)

(略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

3| 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律第五十二条の規定による行政構造改革会議の設置の日から起算して二年を経過する日までの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる行政構造改革会議は、本府に置く。

(略)

(略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 (略)

2 (略)

(新設)

○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
附則	(内閣府設置法の一部改正)	附則	(内閣府設置法の一部改正)
<p>第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第二条第二項の表行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律（平成二十五年法律第 号）第五十二条の規定による行政構造改革会議の設置の日から起算して二年を経過する日の項の次に次のように加える。</p>	<p>第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項の前に次のように加える。</p>	(略)	(略)